

2020年5月14日

エコアクション21認証・登録事業者
経営者各位

(一般財団法人持続性推進機構)
エコアクション21中央事務局長

新型コロナウイルス感染症に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言について(第3報)
「エコアクション21認証・登録のための審査の再開等のお知らせ」

平素より、貴社における環境経営へのお取り組みに対し、心より敬意を表する次第です。

さて、2020年4月13日付けでエコアクション21中央事務局より「新型コロナウイルス感染症に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言について(第2報)」をご通知いたしました。その後、全国の自治体における感染者数減少等の状況に鑑み、政府の「緊急事態宣言」の一部解除が決定されたことを踏まえ、下記の通り、エコアクション21認証・登録のための審査を順次再開してまいりますのでお知らせいたします。

なお、今後も政府、社会の動向を注視しつつ、エコアクション21中央事務局において更なる決定をした場合には、速やかにご通知させていただきます。

記

1. 政府の「緊急事態宣言」の指定地域から除外された自治体に存する事業者様については、除外された日の翌日より審査及び審査のための調整を再開します。
2. その後、政府の「緊急事態宣言」が解除された場合は、その日の翌日より、すべての事業者様について審査及び審査のための調整を再開します。
3. 2020年4月8日から上記1「指定地域から除外された日」または2「宣言が解除された日」までの間に、「更新」の期日を迎えた事業者様及び4月8日以前に「更新」の期日を迎えている事業者様については、「更新」審査の手続きを進めていただけますようお願いいたします。

4. なお、新型コロナウイルス感染症による審査スケジュールの乱れ等の影響を考慮し、上記1「指定地域から除外された日」または2「宣言が解除された日」の翌日を起算日として12カ月後の応当日の前日までの間に、「有効期限」を迎える事業者様の「中間審査」を特例として免除します。

【例えば、2020年5月14日が地域除外日の場合、2020年5月15日から2021年5月14日までの間に「有効期限」を迎える事業者様】

5. なお、上記4の定めにかかわらず、「中間審査」を希望される事業者様は、エコアクション21中央事務局までメールにてご相談ください。

【連絡先：エコアクション21中央事務局 info@ea21.jp（担当）長谷川】

6. ご不明な点等がございましたら、各担当地域事務局までお問い合わせ願います

以上